

排出事業者のための有益情報満載ニュースター

# WASTE TODAY

11月号  
2019

2019.11.18

発行者：株式会社リーテム



## 今月のテーマ

### 「どうする？災害廃棄物」

近年、大規模な自然災害が頻発し、災害廃棄物の処理は全国的な課題になっています。豪雨による甚大な被害をもたらした台風19号の上陸からおよそ1カ月。現在も各地で、市民、ボランティア、自治体、廃棄物処理事業者、自衛隊が大量の災害廃棄物の撤去にあたっています。



## 災害廃棄物とは？



災害廃棄物  
(2019年10月宮城県丸森町)



公園に積まれた災害廃棄物  
(2019年10月長野県長野市)

災害廃棄物とは、地震や風水害等の災害で家屋やビルが倒壊したものや、家具、畳、家電、その他の被災で使用出来なくなった総てを指します。撤去した災害廃棄物は仮置き場に

集積され、順次処理されますが、長期間置くと周辺の衛生環境に悪影響があるため、迅速な処理が求められます。

今年10月の台風19号の後、自衛隊は災害廃棄物と道路上の障害物撤去のため、宮城、福島、長野、茨城、千葉等の被災地にトラックや重機の部隊を派遣しています。災害廃棄物の総量は2018年の西日本豪雨の時の190万トンを超える見通しです。茨城県では県内外の自治体職員が仮置き場の管理と処分先の確保に追われています。

千曲川の堤防決壊で約5000棟が浸水した長野市では、市公認の仮置き場では追い付かず自治会が苦肉の策で設けた臨時集積所が30カ所以上にのぼっています。



## 災害廃棄物に関する主な法律は何？



災害廃棄物については、主に廃棄物処理法と災害対策基本法の2つの法律により定められています。幾つもの災害経験を踏まえ、2015年7月に災害廃棄物対策強化のために、これらの法律が改正されました。

廃棄物処理法には「災害廃棄物」という区分や定義はなく、事業場から出た災害廃棄物は産業廃棄物、事業活動に由来しない災害廃棄物は一般廃棄物に該当します（※特定の大規模災害での例外的措置はあり）。後者の処理責任は市町村にあります。災害時の廃棄物の量は平常より多いため、被災した自治体のみで迅速な回収・選別・処理を行うのは極めて困難です。そのため仮設保管置場の設置や、民間の廃棄物処理施設（一廃・産廃）への協力要請、仮設焼却炉の設置、市県境を越えた広域的な処理が認められています。

### ●災害廃棄物対策強化のための関連法の一部改正（2017年7月）

法改正の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害後の、廃棄物の適正処理と再生利用の確保</li> <li>通常時の備え（方針と体制の整備）と大規模災害時が連動した切れ目のない対応</li> </ul>
法律	一部改正の概要
廃棄物処理法	災害廃棄物の基本理念、関係者間の連携協力責務の明確化、国の基本方針、都道府県の基本計画の拡充、仮設処理施設手続きの簡素化、産業廃棄物処理施設での災害廃棄物処理届出の特例措置
災害対策基本法	政令指定された災害について環境大臣が基本的指針を定めること。大規模災害における環境大臣による災害廃棄物処理の代行措置



株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7 F

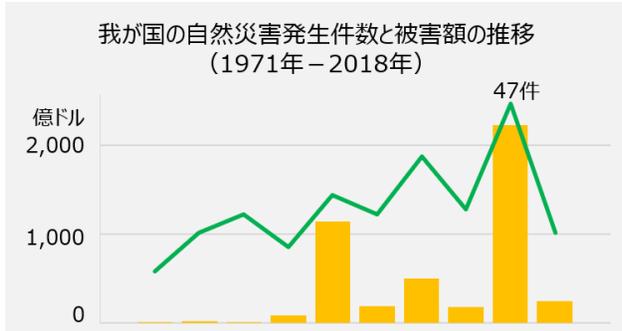
TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>

## 増える自然災害

1971年から2018年の自然災害の発生件数と被害額の推移を見ると、発生件数は変動を伴いながら増加傾向にあります。発生件数は台風が57.1%と最も多く、次いで地震、洪水の順です。被害額では地震が8割超を占めています。

一方で、この5年間に台風や豪雨による大規模な風水害が増えています。中でも、2018年7月の西日本豪雨では、豪雨災害としては初めて中小企業被害が激甚災害として指定されるほど、広範囲に被害をもたらしました。

気候変動の影響により、今後も風水害が頻発することが懸念されています。



風水害による保険金支払額上位 (2015年~2018年)

災害名	地域	時期	支払保険金※
平成30年台風21号	大阪、京都、兵庫など	2018年9月	1兆678億円
平成26年2月雪害	関東中心	2014年2月	3224億円
平成30年台風24号	東京、神奈川、静岡など	2018年9月	3061億円
平成30年7月豪雨	岡山、広島、愛媛など	2018年7月	1956億円
平成27年台風15号	全国	2015年8月	1642億円

※支払保険金額は日本損害保険協会調べ

## 民間事業者による縁の下の力

災害廃棄物対応の現場では、廃棄物処理事業者、建設解体事業者等の民間事業者が大きな役割を果たしています。災害廃棄物の運搬と処分についての市町村への支援のみならず、被災地企業の災害廃棄物の撤去・処分においても多に頼りにされるためです。しかし、廃棄物処理産業は、廃棄物運搬車両のドライバー不足や、昨今の中国の廃棄物輸入規制の影響による廃棄物のオーバーフローの問題を抱えており、災害廃棄物対応に協力したくても物理的に難しいという悩ましい一面もあります。



(株)リーテムによる災害廃棄物の選別と撤去の支援

## 災害増加に対処する企業のBCP (事業継続計画)



災害廃棄物に関する事前の備えは企業にとっても重要です。平常時に、管轄の自治体の災害対策計画の内容を把握しておき、発災時に自治体はどのような対応をしてくれるのか、普段取引している民間の廃棄物事業者が対応しきれない際に、協力を仰ぐことのできる事業者はどこか？企業が自ら行うべきことは何か？等を調査、整理しておくことが、迅速な災害廃棄物の撤去と事業活動の早期再開に有効と考えられます。

環境省の運営している災害廃棄物対策のポータルサイト

(災害廃棄物対策情報サイト<http://kouikishori.env.go.jp/>)には関連する法律の概要や行動指針から、仮置き場の臭気対策、災害廃棄物の種類毎の扱い等の技術資料、過去の災害時の廃棄物処理のフロー等々、多くの有益情報が掲載されています。企業の皆さまにも参考になりそうです。

## リーテムのサービスのご紹介



### オフィス機器、什器リユース・リサイクル ワンストップサービス

[https://www.re-tem.com/service/service\\_list/onestop-service/](https://www.re-tem.com/service/service_list/onestop-service/)



## 株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7 F

TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>